

一般財団法人四極会組織運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人四極会（以下「本会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(本会及び大学の関係)

第2条 本会は、定款第3条に定める目的を達成するために、大分大学経済学部及び大分大学大学院経済学研究科と連携を密にし、相互に協力するものとする。

(支部)

第3条 新たに支部を設け、又は廃止等した場合においては、その規則、支部長その他の役員等必要な事項について遅滞なく本会の本部に報告しなければならない。

(本部及び支部の関係)

第4条 本部及び支部は、定款第3条に定める目的を達成するため、定款第4条に定める事業の円滑な遂行ができるよう、相互に協力するものとする。

(会員の資格)

第5条 本会に、次に掲げる会員を置く。

(1) 正会員 大分高等商業学校、大分経済専門学校及び大分大学経済学部を卒業した者
並びに大分大学経済学部専攻科及び大分大学大学院経済学研究科を修了した者

(2) 校友 母校に縁故があり、会長の承認を得た者

(3) 客員 母校の教官及び教官であった者

(校友の資格)

第6条 前条第2号に定める「母校に縁故があり、会長の承認を得た者」（「校友」という。）とは、次に掲げる者をいう。

(1) 大分高等商業学校、大分経済専門学校、大分大学経済学部、大分大学経済学部専攻科又は大分大学大学院経済学研究科に籍を置いた者

(2) 大分経済専門学校専修科修了生

(3) 本会の発展について、特に功績、寄与のあった者

(入会金及び年会費)

第7条 会員は、入会金として、金20,000円を納入し、年会費として、年度ごとに金2,000円を納入しなければならない。

(年会費の納入)

第8条 支部長は、毎年度、支部の会員から年会費を徴収し、本部に納入しなければならない。

ただし、地域別又は職域別の支部に加入しない会員にあっては、個人会員として本部に直接年会費を納入することができる。

(臨時会費)

第9条 定款第3条の目的を達成するため、臨時に経費を必要とするときは、評議員会の決議を経て、その都度定める額の臨時会費を徴収することができる。

附則 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

平成29年7月1日 一部改程